

令和5年度

第1回 阿賀野市入札監視委員会

令和5年9月29日（金）

阿賀野市総務部管財課

令和5年度 第1回 阿賀野市入札監視委員会 会議録

1 日 時 令和5年9月29日（金） 午後2時00分～午後3時00分

2 場 所 阿賀野市役所 本庁舎4階 403会議室

3 委 員

佐伯竜彦、磯部亘、本間康子、信田雅恭、一宮三郎

4 傍聴者 1名（株式会社建設速報社）

5 議題

（1）期間内の発注状況等報告

- ・期間内の工事総括について（対象期間：令和5年2月～令和5年7月）
- ・発注方式別工事等について（対象期間：令和5年2月～令和5年7月）
- ・指名停止・苦情処理・談合情報対応の状況等について

（対象期間：令和5年2月～令和5年7月）

（2）抽出案件の審議

- ・制限付一般競争入札 2件
- ・通常指名競争入札 2件
- ・随意契約 1件

（3）その他

「抽出案件」

制限付一般競争入札 (A) 【2件】

No.	工事番号	工事名	工事種別	請負業者	当初契約金額 (単位：円)	落札率	発注課	入札 参加 者数
A-2	市工第1号	環境センター 維持修繕 工事	機器	(株)施設工業	22,963,400	93.33%	市民生活課	1
<p>抽出理由 (信田委員)</p> <p>予定価格が比較的大きい工事にも関わらず、なぜ応札者は1者しかいないのか。</p> <p>「質問・意見」</p> <p>1 事務局の説明では、応札可能と思われる業者はほかに4者ほど該当するとの説明であったが、当初の設置工事を施工した業者も、受注者であったのか。</p> <p>2 説明では、当該案件に入札参加可能業者が全部で5者ほどであると把握していたわけだが、実際には、応札者は1者しかなかったわけだが、入札参加が難しい要件があったのか。</p> <p>3 入札参加要件に「過去20年清掃施設(焼却施設)において基幹設備(焼却炉、ガス冷却室、熱交換器、バグフィ</p>					<p>「回答」</p> <p>当該工事は、焼却炉やガス冷却室に付着したアルミなどを取除く燃焼改善等による能力維持工事や、ごみを細かく砕く機器と灰固化混練機の修繕工事といった専門性の高い工事内容となっていることから、「機械器具設置工事」に登録のある者で、「過去20年間において清掃施設(焼却施設)の基幹設備(焼却炉、ガス冷却室等)工事の施工」の実績を有する者とする参加要件を設けた。一般競争入札のため、公告の時点で、入札の競争性は担保しており、その上で、入札参加希望の表明および応札をした者は、結果的に1者のみとなった。すべての参加可能と思われる業者数を把握することはできないが、上記参加要件を満たしている者は、落札者のほかに4者ほど該当すると把握していた。</p> <p>1 他の業者であった。</p> <p>2 参考見積は5者すべてに依頼したが、「積算する暇がない」や「担当者がいない」などの理由により、受注者以外の4者は参考見積を辞退した。技術者不足等が影響しているものと思われる。</p> <p>3 技術的には進歩しているが、当該施設を含む多くの施設が、平成14年にダイオキシン類</p>			

ルタ) 工事の施工実績があること。」を設定しているが、技術的な進歩などを含めても「20 年間」は一般的な期間なのか。

対策特別措置法対象となったため、それ以降に同種工事の施工実績を有しておれば、同法の基準をクリアした施工ができると判断したため、「20 年間」という期間にしている。

No.	工事番号	工事名	工事種別	請負業者	当初契約金額 (単位：円)	落札率	発注課	入札 参加 者数
A-8	下水 第 1 号	若葉町 500-1 号管渠工事	土木	(株)井上 土木	39,380,000	98.35%	下水道	26

抽出理由 (信田委員)

発注方式別工事等一覧表から、他の工事案件と比較して、入札者数が 26 者と多いと感じが、何か理由があるのか。

「質問・意見」

1 理由の 1 つに、「年度当初の発注であり、各社手持ち工事が少なく、受注に前向きであったのではと考えられる」とあったが、発注順序はどのように決定しているのか。設計が出来た順番に発注するのか、予め発注時期を決めているのか。

2 その期中に発注予定となった工事の順番は、設計作業の進捗具合によって決まるのか。

「回答」

本案件の入札者が多くなった理由については、主に以下の要因と思われる。

- ・年度当初の発注であり、各社手持ち工事が少なく、受注に前向きであったのではと考えられること
- ・積算により適切な利潤を確保できると各社が判断したこと

1 年度当初に「発注見通し」を作成しており、第 1 四半期～第 4 四半期の期ごとにある程度発注件数を決めている。

2 それも一つである。

通常型指名競争入札 (C) 【2件】

No.	工事番号	工事名	工事種別	請負業者	当初契約金額 (単位： 円)	落札率	発注課	入札 参加 者数
C-4	建第 49 号	榎船渡船居 線側溝工事	土木	(株) 神山 企画	8,118,000	99.60%	建設課	7
C-22	建第 21 号	野地城里大 野地線舗装 修繕工事	ほ装	(株) 北友 建設	7,645,000	77.05%	建設課	10
<p>抽出理由 (信田委員)</p> <p>1 件目は C-4 建第 49 号榎船渡船居線側溝工事で、2 件目は C-22 建第 21 号野地城里大野地線舗装修繕工事である。これら 2 件は同じような土木関係の工事であるにも関わらず、なぜ、落札率の高低差が大きく生じているのか。</p>					<p>「回答」</p> <p>はじめに、比較対象の各案件の落札率になった理由を説明する。</p> <p>C-4 の落札率となった原因としては、二次製品を多く用いる工事のため、各社適正な利潤を確保するための積算を行った上での入札額となり、結果として設計額に近い金額での落札となったものと思われる。</p> <p>C-22 の落札率は、77.05%と発注方式別工事等一覧表の中で最も低い落札率となっている。本案件の受注者は、A-15 建第 18 号袖ノ葉線ほか(庄ヶ宮工区) 消雪パイプ更新工事も受注している。両工事は、施工箇所が同一であり、工事に共通してかかる諸経費を削減することができたため、低い金額での応札が可能であったと思われる。</p> <p>よって、質問に対する回答は、工事内容や施工場所等、様々な要因によって落札率は変動するため、落札率の高低差が生じる一般的な理由は存在せず、今回は偶然、落札率の高い案件と低い案件が混在していると言わざるをえない。</p>			
<p>「質問・意見」</p> <p>1 C-22 が極端に低い落札率を示しているが、当該案件について最低制限価格の設定はしなかったのか。</p>					<p>1 『阿賀野市最低制限価格制度実施要綱』に基づき最低制限価格を設定している。当要綱では、予定価格が 1,000 万円以上の工事には設定することになっているが、当該案件の予定価格は 9,922,000 円だったため設定をしなかった。</p>			

<p>2 最低制限価格を設定していない案件で、今回のように低い金額で入札をするということは、まれにあるのか。</p> <p>3 C-4について、入札参加者数は7社のうち、落札者以外の応札した6者は予定価格を上回っており、もし落札者も入札額が予定価格を上回っていたら、不落になっていたと思うが、やはりその理由は先の説明内容のみなのか。</p> <p>4 説明では、C-22の落札率が低くなったのは、同じ業者がA-15も落札したからということだったと思うが、A-15は入札日が7月13日で、C-22は7月6日になっている。時間的な前後関係から推測すると、A-15を落札した後に、C-22に入札するのが通常だと思うのだが、どのような流れになっていたのか。</p> <p>5 C-22の入札時点では、A-15を落札できるかどうかは決まっていなかった状況で、C-22に応札したという理解でよいか。</p> <p>6 そうであるならば、A-15は落札できずに、C-22のみ落札してしまうという状況にもなり得た訳で、そうなった場合、受注者の損失が大きくなると思われるのだが。</p> <p>7 直接落札者に内情を聞き取ったわけではないのか。</p>	<p>2 今回は施工場所が同一であったが、2つの工事場所が近隣で、諸経費を抑えることができ、入札率が低くなるという案件はある。</p> <p>3 そのように認識している。</p> <p>4 C-22の入札日は7月6日で、A-15の入札日は7月13日になっている。しかし、A-15の公告日は7月3日で、その時点で設計書等は公表されており、C-22の入札日までに、A-15の工事内容や施工場所を知ることができ、両工事を勘案し、片方の工事の経費を抑える形で同時に積算したのではと考えている。</p> <p>5 A-15の入札は行っていないので、当然そうなる。</p> <p>6 そのような状況にはなり得たと思うが、受注者の仕事の采配によるところであると認識している。</p> <p>7 直接落札者に内情を聞き取ったわけではない。</p>
---	---

通常指名競争入札 (D) 【1件】

No.	工事番号	工事名	工事種別	請負業者	当初契約金額 (単位：円)	落札率	発注課	入札参加者数
D-2	市工第2号	B系白煙防止用熱交換器伝熱管緊急修繕	機器	施設工業(株)	17,545,000	100.00%	市民生活課	1

抽出理由（信田委員）

前回（R4 度第 2 回監視委員会）の監視委員会時の対象案件である市工第 7 号 A 系白煙防止熱交換器伝熱管修繕工事と、同額の契約額になっているためどのような関連があるのか。また、契約方法について、前回は制限付一般競争入札であったが、今回は随意契約によっているが、何か理由はるのか。

「質問・意見」

- 1 前回の市工第 7 号 A 系白煙防止熱交換器伝熱管修繕工事は、何者応札したのか。
- 2 前回も、今回も本案件受注者の 1 者応札であるならば、施工できる業者は、本案件受注者しかいないのか。
- 3 前回の工事で入札参加申請したのも応札したのも偶然 1 者になったということか。
- 4 前回は「A 系」で、今回は「B 系」だが、工事規模は大体同じなのか。
- 5 本案件の工期はいつまでなのか。
- 6 本案件に限ったことではなく、工事についての全体的なことだが、設計額を算出する際に用いる単価は、最近の物価上昇も考慮されたものを用いて積算されているのか。

「回答」

同額となっている理由については、令和 5 年 1 月 26 日入札執行の市工第 7 号 A 系白煙防止熱交換器伝熱管修繕工事は、一般競争入札により競争原理が働き決定した金額であり、その金額と同額の見積を提示したため、妥当性があると考えたため、同額となっている。

また、随意契約によっている理由については、執行同時にはすでに、故障報告がされており、その時点から、通常の入札手続きに則り作業を進め、更に部材の納入にかかる期間を考慮した場合、施工まで最大で 7 カ月かかる見通しとなった。仮に 7 カ月後に工事着手した場合、施工時期が降雪期までずれこむことで、足場対策等の費用が発生してしまうことが見込まれた。

見積金額の妥当性と、入札を行うことで発生する費用や降雪時の作業により発生する事故等を未然に防ぐことを総合的に考慮して、随意契約により発注を行った。

- 1 本案件受注者 1 者の応札であった。
- 2 1 者のみではないと認識している。
- 3 そのように認識している。
- 4 同じである。
- 5 令和 6 年 3 月 31 日となっている。
- 6 最新の単価を反映させた上で積算を行っている。